

平成27年11月30日

PTA会員各位

日野市立豊田小学校 PTA  
会長 山藤 昌志

## 「平成27年度PTA臨時総会」のご案内

晩秋のころ、会員の皆様に置かれましては、益々ご健勝のことと存じます。日頃よりPTA活動にご協力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、「平成27年度PTA臨時総会」を別紙のとおり開催いたしましたく、ご案内申し上げます。ご多忙の折とは存じますが、多数のご出席を賜りたくお願い申し上げます。

### PTA臨時総会議案

#### 1. ポイント制の導入

##### (1) 発案理由

豊田小PTAでは、平成24年度より履歴カードの運用を開始し、今年で4年目を迎えます。現在の履歴カードの位置づけはあくまで本部役員を選出するための参考情報であり、PTA活動履歴をポイント換算して委員選出の材料とする、いわゆる「ポイント制」を前提とした運用にはなっていません。一方、「委員選考時の履歴カード活用（平成25年度）」や「未就学児の履歴カード記載（平成26年度）」といった利用拡大策が採用される中で、現行の履歴カードはPTA会員の多くから「実質的なポイント制」と捉えられており、運用のルールと実態がかけ離れている状況が見られています。PTA本部としては、会員に誤解や混乱を生んでいる現在の履歴カードの運用は望ましいものでなく、正式にポイント制として位置づけるべきだと考えます。

上記の問題意識から、今年度「PTA活性化のための履歴活用検討会」をPTA会則第34条に基づく特別委員会として設置し、ポイント制導入について集中的に議論を行ってきました。今般、8回にわたる検討会での議論を経て「豊田小PTAポイント制（案）」が検討会より提示されましたので、同案に基づくポイント制の導入を臨時総会に発案します。

##### (2) 付議事項

別紙1 「豊田小PTAポイント制（案）」の承認

## 2. PTA 会則の改定

### (1) 発案理由

ポイント制の導入に併せて、委員会の活動内容を一部縮小するとともに、各委員会の活動目的を明確化するために活動委員を再構成し、委員会活動の充実と継続的な発展を期していくとの思いから、以下の会則改定案を臨時総会に発案します。

### (2) 付議事項

#### 改定（案）1. 活動委員の変更

- ・対象条項： 第7章第14条、第8章第28条、
- ・変更内容： 学級委員の活動目的変更（教養の向上をはかる事業の開催を除外）と、教養の向上をはかる事業の開催を活動目的とする「教養委員」の設置を受けて、活動委員の構成を変更する。また、文化委員の名称を、活動目的に沿って「行事委員」に変更する。

#### 変更前

#### 第7章 委 員

第14条 本会に次の活動委員を置く。

1. 学級委員（各学級から1名）
2. 文化委員（各学級から1名）
3. 広報委員（各学級から1名）
4. 校外委員（細則第4条に定める人数）
5. 渉外委員（細則第4条に定める人数）
6. 選考委員（細則第4条に定める人数）
7. 卒業対策委員（細則第4条に定める人数）

第15条 活動委員の任期、活動内容及び選出方法は細則に定める。

#### 第8章 機 関

##### [活動委員会]

第28条 活動委員会は次の7委員会とする。

1. 学級委員会
2. 文化委員会
3. 広報委員会
4. 校外委員会
5. 渉外委員会
6. 選考委員会
7. 卒業対策委員会

#### 変更後

#### 第7章 委 員

第14条 本会に次の活動委員を置く。

1. 学級委員
2. 行事委員
3. 教養委員
4. 広報委員
5. 校外委員
6. 渉外委員
7. 選考委員
8. 卒業対策委員

第15条 活動委員の任期、活動内容、選出方法及び選出数は細則に定める。

#### 第8章 機 関

##### [活動委員会]

第28条 活動委員会は次の8委員会とする。

1. 学級委員会
2. 行事委員会
3. 教養委員会
4. 広報委員会
5. 校外委員会
6. 渉外委員会
7. 選考委員会
8. 卒業対策委員会

## 改定（案）2. 活動委員の範囲変更

- 対象条項： 第7章第15条、細則第1条～第5条
- 変更内容： 活動委員会の再構成に伴い、活動内容、選出方法及び選出数を変更する。具体的な変更点は以下の通り。
  - 学級委員会の活動内容の変更（「教養の向上を図る事業の開催」を除外）
  - 教養委員会の活動内容の規定（「教養の向上を図る事業の開催」と規定）
  - 各委員会の選出方法の変更（行事・教養・広報・渉外・選考の各委員会を学年単位での選出に変更）
  - 校外地区の区割りの変更（荘一・北東及び荘二・北中西の区割りを分割し、独立した4地区に変更）

### 変更前

## 第7章 委員

第15条 活動委員の任期、活動内容及び選出方法は細則に定める。

### 細則

第3条 各活動委員会の内容を次のとおりとする。

- 学級委員会は学校と協力し会員との交流を深め、教養の向上をはかる事業を開催する。
- 文化委員会は会員の親睦を図る行事や地域と学校をつなぐ行事を開催する。
- 広報委員会は広報紙を発行し本会の活動及び会員相互の情報交換に努める。
- 校外委員会は児童の安全確保及び地域の社会教育に関わる活動を行う。
- 渉外委員会は子供の健全育成に携わる各団体（日野市立小中学校P.T.A協議会及び二中地区青少年育成会・七生中地区青少年育成会）の活動に参加・協力する。
- 選考委員会は役員及び会計監査委員の選出方法を検討し、3月末までに候補者を選出して、定期総会において結果を報告する。
- 卒業対策委員会は必要に応じて卒業に関わる行事を企画し運営する。

第4条 活動委員の選出方法は、次のとおりとする。

- 各学級から選ばれる委員の選出方法は、学級保護者会等において当該学級の会員の互選とし、学級・文化・広報の3委員会に1名ずつ所属する。
- 地区選出の委員はすべて校外委員会の委員とし各地区から若干名とする。

選出基準は児童数20名までは委員2名、10名増す毎に1名とし選出区分は以下に定める。  
但し、当該地区の事情により増減することができ、各地区長は他の委員会を兼任することはできない。

地区から選ばれる委員の選出区分は次のとおりとする。

新川辺	みなみ	だいら	かわべほりのうち
いづみ	豊	一	川辺堀之内
豊三	豊	一	豊二
そうに	豊	四	そういち
荘二・北中西	吹	上	荘一・北東
			ひがし
			黒川

- 渉外委員の選出は全会員から若干名とする。
- 選考委員の選出は全会員から若干名と校長とする。但し、選考委員会は6学年に限り委員を置かなくてもよい。
- 卒業対策委員の選出は6年生の各学級から若干名とする。
- 校長・副校長・書記・会計以外の教職員はすべて委員として、学級・文化・広報・校外・渉外・卒業対策の各活動委員会のいずれかに所属する。
- 各委員会に欠員を生じた時は、その選出母体からそれぞれ補充する。

第5条 活動委員会には、次の役員を置く。

1. 学級・文化・広報・校外・選考・卒業対策の各活動委員会は、委員長・副委員長をそれぞれ1名互選により決める。但し、必要があれば書記、会計をおくことができる。
2. 渉外委員会は、会長・副会長を責任者として配置する。

## 変更後

## 第7章 委員

第15条 活動委員の任期、活動内容、選出方法及び選出数は細則に定める。

### 細 則

第3条 各活動委員会の内容を次のとおりとする。

1. 学級委員会は、学校と協力し学級内の会員相互の交流を深める。
2. 行事委員会は、会員の親睦を図る行事や地域と学校をつなぐ行事を開催する。
3. 教養委員会は、教養の向上をはかる事業を開催する。
4. 広報委員会は、広報紙を発行し本会の活動及び会員相互の情報交換に努める。
5. 校外委員会は、児童の安全確保及び地域の社会教育に関わる活動を行う。
6. 渉外委員会は、子供の健全育成に携わる各団体（日野市立小中学校P.T.A協議会、二中地区青少年育成会及び七生中地区青少年育成会）の活動に参加・協力する。
7. 選考委員会は、役員及び会計監査委員の選出方法を検討し、3月末までに候補者を選出して、定期総会において結果を報告する。
8. 卒業対策委員会は、必要に応じて卒業に関わる行事を企画し運営する。

第4条 活動委員の選出方法及び選出数は、次のとおりとする。

1. 各学級から選ばれる委員の選出方法は、学級保護者会等において当該学級の会員の互選とし、学級委員は各学級から1名選出される。
2. 各学年から選ばれる委員の選出方法は、学年保護者会等において当該学年の会員の互選とし、行事委員は各学年から3名、教養・広報・渉外委員は各学年から2名、選考委員は1～5学年から2名ずつ選出される。また、選考委員会には校長が所属する。
3. 地区選出の委員はすべて校外委員会の委員とし各地区から若干名とする。

選出基準は児童数20名までは委員2名、10名増す毎に1名とし選出区分は以下に定める。  
但し、当該地区の事情により増減することができ、各地区長は他の委員会を兼任することはできない。

地区から選ばれる委員の選出区分は次のとおりとする。

新川辺 とよ いち 莊 一 ふき あげ	南 とよ に 北 くろ かわ	川辺堀之内 とよ さん 東 ひがし	いづみ とよ よん 北中西 きたなかにし
------------------------------	-------------------------	----------------------------	-------------------------------

4. 卒業対策委員は、6年生の各学級から若干名選出される。
5. 校長・副校長・書記・会計以外の教職員はすべて活動委員として、学級・行事・教養・広報・校外・渉外・卒業対策の各活動委員会のいずれかに所属する。
6. 各委員会に欠員を生じた時は、その選出母体からそれぞれ補充する。

第5条 活動委員会には、次の役員を置く。

1. 学級・行事・教養・広報・校外・選考・卒業対策の各活動委員会は、委員長・副委員長をそれぞれ1名互選により決める。但し、必要があれば書記、会計をおくことができる。
2. 渉外委員会は、会長・副会長を責任者として配置する。

日時： 平成 27 年 12 月 12 日（土）  
午前 10 時 00 分より 11 時 00 分頃まで  
会場： 豊田小学校 図書室  
(変更の場合は、当日お知らせいたします)

※当日欠席される方は、必ず下記の委任状を 12 月 7 日(月)  
までに担任の先生までご提出ください。ご兄弟のいる方は、  
どちらかにご提出願います。

きりとり

PTA

## 「委任状」

平成 27 年度 P T A 臨時総会を都合により欠席いたしますので、総会における議決権、その他一切の権限を \_\_\_\_\_ に委任いたします。

(指定のない場合は、議長に委任されたものとみなします。)

平成 27 年 12 月 7 日

日野市立豊田小学校  
PTA 会長 山藤 昌志 殿

年 組

会員名 (保護者)

印